

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）

平成31年1月25日

中央教育審議会

第4章 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化	28
1. 基本的考え方	28
2. 業務の役割分担・適正化を着実に実行するための仕組みの構築	29
(1) 文部科学省が取り組むべき方策	29
(2) 教育委員会等が取り組むべき方策	30
(3) 各学校が取り組むべき方策	31
<u>3. これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方</u>	<u>32</u>
4. 学校が作成する計画等の見直し	34
5. 教師の働き方改革に配慮した教育課程の編成・実施	35
6. 業務の明確化・適正化による在校等時間の縮減の目安	37

学校及び教師が担う業務の明確化・適正化におけるこれまで慣習的に行われてきた業務の見直しについて

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等） ※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

3. これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方

- 2. においては、業務の役割分担・適正化について全体として取り組むべき方策について整理したが、1. で挙げた①～⑭の各業務の役割分担・適正化についての考え方及びそれを実施するための方策について、具体的に検討を行った。
- 各業務に関する整理については、それを具体化するために文部科学省に求める取組と合わせて別紙2のとおりまとめた。こうした各業務の役割分担を進める上で共通して、文部科学省は、自ら学校現場に課している業務負担を見直すとともに、
 - ・「基本的には学校以外が担うべき業務」と整理した業務⁶⁸については基本的な責任は家庭や地方公共団体等にあることや、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」や「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」と整理した業務であっても、過去の裁判例等を見ても法的にその全ての責任を学校・教師が負うというわけではなく、保護者や地域から学校への過剰要求⁶⁹は認められないことについて、関係省庁をはじめとした国の各機関に対して、また PTA 等の団体と連携して保護者に対して、あるいは政府広報等を活用して社会全体に対して明確にメッセージを出すこと